

内閣参質第四七号

昭和二十五年五月二日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 佐藤 尚武殿

参議院議員岩崎正三郎君提出生活協同組合に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員岩崎正三郎君提出の生活協同組合に関する質問に対する答弁書

消費生活協同組合施行以来約一年七箇月を経過したのでありますが、生活の安定合理化を図る協同組織としてその数は逐次増加の傾向にあり、昭和二十五年三月末日現在におきまして組合数九〇一、連合会八、組合員数百六万五千三人、出資金一億六千七百七十八円を数えております。これらの組合の育成指導につきましては、あくまでも組合の自立性を尊重すると共に組合員の組合ということに重点をおき、組合の指導育成にその適正を期しております。

現今の所謂金詰りは生活協同組合の経営に重大な影響を及ぼしておりますが、この組合育成上最も困難を極めております金融面の打開につきましては、政府も鋭意努力してある次第であります。然しながら未だ充分なる点に到達しておりませんことは誠に遺憾に存しております。

現在におきましては、生活必需物資の引取資金としての融資順位「乙」の引き上げ、中小企業等協同組合法に基く信用協同組合の利用、更に国民金融公庫に対し組合理事の連名による借り入れ等の斡旋を行つてあります。幸い国民金融公庫は本年度におきまして十二億増資されることとなつておりますので、これにより相当利用が可能となると考えております。

然しながら組合の健全なる育成の為には系統金融機関の設置が是非とも必要であります。これが為には堅実な組合の基盤を必要とするのであります。現在におきましては何分未だ組合の基礎も固らず、対外信用も充分とは申せませんのでこれが充実に意を致しますと共に、組合金融機関の設置の実現に努力致し

たいと存じております。

又、組合はややもすれば組合幹部独占のおそれがありますので、絶えず、組合指導者講習会を開催し、生活協同組合の趣旨徹底を図り、組合精神の涵養につとめると共に、係員をして組合の経営面、経理面の監査指導を行いその適正を期してあります。

又、今般シャウプ勸告に基く税法の改正により、従来認められておりました生活協同組合に対する減税の特典がなくなることとなりました。このことは組合にとつて相当の打撃であります。現在の国家財政の建前としてはじむを得ない実情と考えてあります。

以上申し上げました如く、組合の育成対策はあらゆる困難に直面してあるのでありますが、今後とも努力致しましてこれが改善を図りたいと考えてある次第であります。

なお、都道府県別組合数、組合員数等は別表のとおりであります。

### 全国生活協同組合設立状況調

一五、三、三一現在

道府県	区分	組合数	組合員数	家族数	役員数	出資口数	出資金額
北	海	五	五五、七九	三五、一四三	八五	一五四、〇五五	一、七六四、〇〇〇
青	森	三	一、一五七	●二、四〇〇	三	一、四一一	九、六〇〇
岩	手	一〇	七九三	一六、八五	一五	四、三三三	八〇、七六〇

山	福	石	富	新	神	東	千	崎	群	枋	茨	福	山	秋	宮
梨	井	川	山	湯	川	京	葉	玉	馬	木	城	島	形	田	城
二	〇	一〇	六	三〇	二四	八七	七〇	四	六	一四	三	六	六	九	九
三、五三七	三四、四五六	三三、〇〇〇	四、九七〇	二七、〇〇七	三〇、一七八	八一、六八八	三三、二二一 (三五)	三三、九七九	一五、三三四	四七、二三三	四、五七二	一〇、八六三	三、六八六	—	二、六七五
一五、七六三	一三、五六六	一〇、八〇〇	一九、七七五	一〇一、八六一	一〇一、五〇四	一八九、八九三	一三、二〇〇 (一三)	一八、四二七	五五、四九六	八三、三〇八	一四、六九二	四三、八七二	二、三三五	—	六、一七五
一五九	三〇七	一三九	九三	四六五	四四三	一、三四一	七九三 (一三)	六九三	二九九	二五四	一七六	二六五	八五	—	六
七、五九〇	三九、〇六九	二四、六六〇	一、五八六	四、〇六四	四八、七四八	一八〇、九九九	九〇、六九六 (一〇、〇〇〇、〇〇〇)	七、九九三	二八、三三五	六五、五八七	七、〇二一	三三、〇七七	三三、〇七四	—	二、八三六
七四八、三〇〇	三、五〇二、六五〇	三、五二八、五〇〇	一、九八、〇〇〇	三、七五三、〇五〇	五、三五、四一〇	一八、五五六、八二八	八、六二二、三〇〇 (一、〇〇〇、〇〇〇)	四、〇八一、八九〇	二、六七五、九五〇	二、二八六、二四〇	一、〇三四、五三〇	二、三〇一、一五〇	一、八二一、一九〇	—	二五三、一五〇

廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京	滋	三	愛	靜	岐	長
島	山	根	取	山	良	庫	阪	都	賀	重	知	岡	阜	野
二	二	二	六	七	三	七	五	四	三	二	二	六	六	二
六九、一三九	二〇、四七七	四八、二七七	三、三〇三	六、八六九	六、五〇八	九九、六六三	一一、四九五	一五、四九三	三三、八八一	五五、五六三	三三、五七六	一〇、二七七	七、四九九	三、八六八
一五七、二七六	七七、五七四	一九、七三八	一四、九七〇	一一、一一三	一七、〇四六	六六、八〇三	三九、一一七	一八、三六九	三三、九九五	二〇、六五四	一三〇、〇五四	三三、一三四	一三、二九三	一三、六五四
五〇三	二五六	一三八	九五	八九	一六九	二五七	三九九	三〇八	四五	一八四	五〇〇	二五三	三八〇	五〇一
一三六、四五四	二六、三七三	六、三四三	四、七六八	三、五三〇	一一、六四四	一八〇、九二七	三九、七三三	二九、六五九	三三、八八一	九、一五〇	七、九三一	一四、三五六	一六、〇九三	六三、九二八
四、〇四五、六九〇	二、六五五、六九〇	六九一、四〇〇	一、〇七九、六〇〇	二九〇、三三〇	一、九六五、七〇〇	一四、七二七、三三〇	三、五四五、三三〇	四、二七六、二〇〇	一、一三四、〇五〇	一、一六三、七〇〇	七、〇〇〇、八五〇	一、三五四、五〇〇	四、〇七三、三三〇	三、四八四、四五〇

山	口	(一〇)	五九、一四七	(一〇〇)	(一九)	(一九〇,〇〇〇)
德	島	(一〇)	二九、三〇三	四三	一六、四九六	四、四五五、二九〇
香	川	(七)	一三、七〇四	(一〇)	(七)	(七〇,〇〇〇)
愛	媛	三	一三、七〇四	四一四	一九、七八三	一、六六五、四〇〇
高	知	〇	八、二六二	三二一	九、一五三	一、三二一、一五〇
福	岡	一〇	四九、六五	一四三	一八、七三	一、六八〇、一九〇
佐	賀	一三	六、三三一	一八五	一六、五七八	一、七七六、八〇〇
長	崎	(一)	一五四、九三九	(七)	(六〇)	(三〇〇,〇〇〇)
熊	本	(六)	一四、九三九	六〇三	三三、九〇六	一五、〇八三、四九〇
大	分	八	一一、〇三三	一七七	三三、四三四	二、六七〇、七四〇
宮	崎	四	四、六五四	五九	九、〇九五	六六三、三五〇
鹿	兒	二	八、二三三	一七五	一五、二八〇	一、三六七、一五〇
計	島	七	五、五四四	九五	八、二九〇	四三三、七五〇
	崎	七	八、九〇四	九七	一七、五三七	一、六七五、七〇〇
	島	二	一、三〇五	三二	二、八〇九	一九〇、四五〇
	計	(八)	(一〇〇)	(九〇)	(一五)	(一、七八五,〇〇〇)
		九〇二	一、〇〇五	三、九六三、三四三	三、四六四、〇三七	一六、七三〇、〇七〇

備考 括弧内は連合会を不示す。